平成２４年（フ）第２８９号
北海道旭川市高砂台４丁目３番12号
破産者　笑うヒツジ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６２号
北海道旭川市東光11条４丁目２番１号
破産者　株式会社コモリ観光
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
秋田市旭南２丁目４番15号リバーサイド静河荘122号
破産者　田口　明人
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２０号
最後の住所秋田市牛島西２丁目４番10―21号
破産者　亡坂口慶晃相続財産
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７２号
群馬県伊勢崎市寿町153番地１　寿ハイツ401、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市波志江町3658番地８
破産者　濱田　彩美
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８０号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮156番地23
破産者　有限会社アスカ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８１号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮156番地23
破産者　六本木正崇
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
千葉県銚子市海鹿島町5354番地、旧本店所在地千葉県銚子市犬吠埼9575番地
破産者　合資会社山崎商店なぎさ屋
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５２号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地の13
破産者　光輝産業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５８号
横浜市中区太田町５丁目66番地
破産者　株式会社ハマ美健
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２６号
京都市中京区柳馬場通六角下ル井筒屋町404
破産者　株式会社貴胡倶楽部
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
鳥取県米子市淀江町平岡69番地８
破産者　有限会社淀電
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６９号
鳥取県米子市末広町240番地
破産者　有限会社ハンズ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３５１号
香川県高松市川島本町342番地７
破産者　合資会社パワーステーション
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８７号
奈良県御所市大字蛇穴124番地の１平和マンション207、開始決定時の住所奈良県御所市大字櫛羅320番地の１
破産者　川本電気こと　川本　吉偉
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
佐賀県唐津市町田３丁目１番11―202号　マンション町田
破産者　七田　博文
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第９１号
福岡市西区内浜２丁目１番17―201号
破産者　熊本　徳英
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５０９号
大分県別府市石垣西３丁目７番25―406号
破産者　藤原　啓子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９１号
札幌市東区北16条東17丁目２番15―103号
破産者　和泉　哲也
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５号
北海道小樽市若竹町12番27号　２Ｆ、前住所北海道小樽市入船２丁目13番18号
破産者　村上美保子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部